

R5 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 弘前市長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.0%
全職員	64.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	95.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.0%
31～35年	97.8%
26～30年	94.4%
21～25年	92.1%
16～20年	92.0%
11～15年	90.2%
6～10年	92.9%
1～5年	82.0%

【説明欄】

(任期の定めのない常勤職員)

○扶養手当や時間外勤務手当について、女性職員より男性職員の受給額が多い。その結果、扶養手当の額を算定基礎に含む期末手当についても男性職員の受給額が多くなっている。

○相対的に給与水準が高い役付職員において男性職員の割合が高い。

(任期の定めのない常勤職員以外の職員)

○給与水準が異なる様々な任用形態（暫定再任用職員、会計年度任用職員等）を同区分として集計しているため、各任用形態に占める男女比率が男女の給与の差異により多く反映されている。相対的に給与水準が高い暫定再任用職員では男性職員の割合が高く、会計年度任用職員では女性職員の割合が高い。

(全職員)

○相対的に給与水準が高い常勤職員では男性職員の割合が高く、常勤職員以外の職員では女性職員の割合が高い。

以上のことを主な理由として、男女の給与に差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。